



松江市都市ガス事業 概要

ガス生産設備(平成町)から <u>総延長 243.1km</u>のガス管を通じて 12,073件のお客様(需要家の皆様)へ 都市ガスを供給

(数値は令和6年3月31日現在)



松江市ガス局

ガス生産設備





松江市都市ガス事業お客様件数の推移

13.771

13,470

13,344

お客様件数の推移

(※各年度末現在)

(件)

お客様件数は、

- ・オール電化住宅などガス 以外の燃料との競合
- ・人口減少

などにより、過去20年以上



R5

松江市都市ガス事業 販売量の推移

【家庭用】

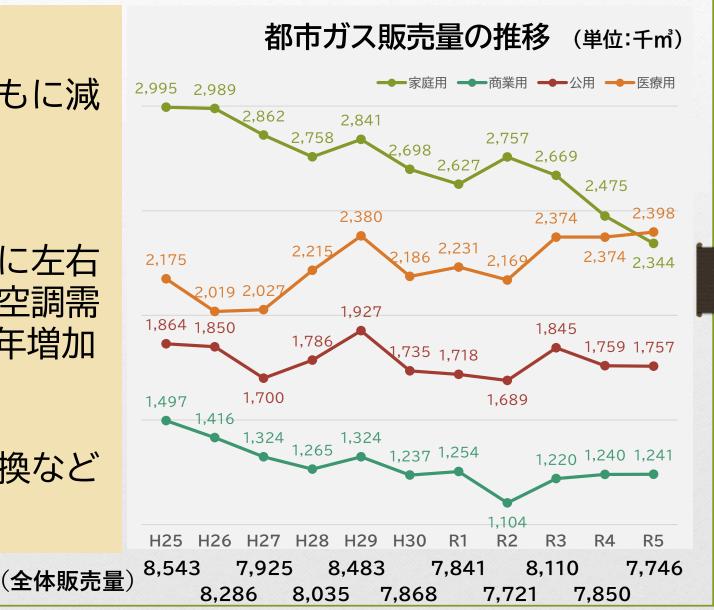
・お客様件数とともに減少傾向

医療用

- ・大型病院の動向に左右
- ・コロナ禍による空調需 要などにより近年増加

【商業用】

・他の燃料への転換などにより減少傾向



(参考)H17の全体販売量:10,471千㎡

都市ガス事業を取り巻く状況

平成28年4月: 電力小売・発電 全面自由化

平成29年4月: ガス小売 全面自由化

電気・ガス以外の異業種からの参入により 「総合エネルギー市場化」が進む中で、 料金メニューやサービス内容を競う時代が到来

- <参考> 民間都市ガス事業者が実施しているサービス(例)
 - ▶ ガス・電気・インターネットのセット販売(値引き)
 - ▶ ポイント付与・電子マネーなどでのポイント還元
 - ▶ 「水回りトラブル対応」など生活支援サービス

≪全国の多くの地域で民間事業者が都市ガスを供給≫

平成10年に<mark>70者</mark>あった公営ガス事業者は、天然ガスへの 転換、電力・ガス小売自由化などを受け、現在は17者に

民営化の必要性

民間ガス事業者の動向

電気・ガス小売全面自由化により、「ガス・電気セット割引」をはじめとする多様なサービス提供を行うことで、お客様の満足度が向上

社会情勢の変化

人口減少・カーボンニュート ラルの取組みなどの環境変化 に迅速・柔軟に対応した、時 代に即したサービス提供が求 められる

しかしながら

松江市ガス局は、法令等により原則ガス販売しかできない

したがって

安全・安心な都市ガス事業を継続すると同時に、 お客様のニーズに基づくサービス提供や地域活性化へ 貢献を果たしうる経営形態へのシフトが必要 ⇒民営化

民営化の意義

お客様・地域経済・松江市の「三方よし」の 持続可能な都市ガス事業を実現するためには 民営化 が最良の選択

お客様(市民の皆様)

- ①多様なサービス
- ②持続可能な事業
- ③安全・安心な事業
- ④安定した料金
- ①地元雇用の創出
- ②地域経済の活性化
- ③地元企業の参加・連携

地域経済

- ①市民サービスの向上
- ②持続可能なガス事業
- ③将来負担の減少
- ④税収の増

松江市

1. 公募の概要

ŀ				
		項目	内容	
	1)	公募開始日	令和6年10月15日(火)	
	2)	譲渡手法	全てを売却する完全譲渡	
	3)	選定方法	公募型プロポーザル方式	
	4)	譲渡日	令和8年4月1日(水)	
	5)	譲渡対象事業	都市ガス事業、旧簡易ガス事業及びLPガス事業の一括譲渡	

2. 譲渡の条件(1)

	項目	内容
1)	譲渡対象 資産	・固定資産(土地、建物、導管、機械装置等)・流動資産の一部(現金・預金を除く。)
2)	料金水準	少なくとも3年間は現行の水準を上回らない。
3)	旧簡易ガス 事業及び LPガス事業 等	事業譲渡後の原料調達等を円滑に実施するため、現委託先が希望する場合は、当面の間委託を継続する。

2. 譲渡の条件(2)

		項目	内容
	4)	承認工事業者等	現在の承認工事業者等が事業を行えるよう、 工事業者の承認制度を継続するとともに、優 先的に発注するよう努める。
	5)	事業譲受 会社	新会社を設立し、本社を市内に設置する。
	6)	職員派遣	・円滑な事業継承を目的として、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、ガス事業に従事した職員を3年以内に限り派遣する。
			・市は事業譲受会社へ出資する。出資比率は1%未満とし、出資額の上限は100万円とする。

2. 譲渡の条件(3)

	項目	内容
7)	権利の譲渡 制限	本事業や重要な資産を5年間は第三者へ譲渡してはならない。
8)	最低譲渡 価格	23億円

3. 譲渡までのスケジュール

	時期		項目
	令和6年度	10月15日	公募開始(ホームページで募集要項等を公表)
		3月	最優秀提案者の決定 (松江市ガス事業譲渡先選定委員会)
		3月末	優先交渉権者の決定
	令和7年度	4月	基本協定締結
		5月	事業譲渡仮契約の締結
		6月	事業譲渡契約議案の市議会提案
		7月~3月	引継ぎ期間(9か月)
	令和8年度	4月1日	事業譲渡

くお問い合わせ・お申し込み先>

松江市 総務部 組織戦略課

8 0852-55-5193

 ■ gyoukaku@city.matsue.lg.jp

募集要項は 松江市ホーム ページで公開 しています ፟፟



株式会社 日本経済研究所

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ15階

3 03-6214-4655